

熱海市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月21日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第2号

熱海市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例

熱海市職員の退職管理に関する条例（平成28年熱海市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「任命権者」の次に「（熱海市立の学校に勤務する市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員にあつては、熱海市教育委員会）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。